

# 令和7年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 実施要綱

## 第1 趣旨

自治体・地域・集落における将来的な消滅可能性危機の打開等に向けた「地方創生」にあたり、都市と地方の交流促進や都市から地方への移住促進による定住人口の確保といった人口減少対策等が地方にとって大きな課題になっている。地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、一般財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的で主体的かつ継続的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。

なお、この事業は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

## 第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、指定都市（地方自治法第252条の19第1項）を除く。以下同じ。）
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

## 第3 助成対象事業

1 助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する別表に掲げる事業とし、次の基準に適合するものとする。

- (1) 助成対象団体または地域団体等が自主的かつ主体的に実施するものであること。
- (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、継続性かつ発展性のある事業と認められるものであること。ただし、別表の第1欄に定める事業区分のうち、イ 地域経済循環分析事業にあっては、助成終了後に地域経済の活性化への取組みが実施されると認められるものであること。

(3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。

2 助成対象事業は、令和7年4月1日から令和8年1月末日までに実施する事業とする。

## 第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。

## 第5 助成金

- 1 助成金の額は、別表の第1欄に定める事業区分の別に、同表第2欄に定める金額を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数がある場合、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

## 第6 助成の申請手続

この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長または地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、一般財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、令和7年1月17日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

## 第7 助成の決定等

- 1 理事長は提出された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項により助成を決定した場合、理事長はその結果につき、都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

## 第8 事業内容の変更等

助成対象団体の長は、助成対象事業について、その内容を変更する必要がある場合またはやむを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書（様式第4号）により、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

## 第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成対象事業の完了日から起算して1月を経過した日または令和8年2月20日のいずれか早い日までに、都道府県知事を経由して理事長に実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

## 第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受領した場合、交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付するものとする。

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は別に定める。

別表（第3・第5関係）

| 1 事業区分            | 2 助成金の上限     |
|-------------------|--------------|
| ア 地方創生人材育成伴走型支援事業 | 1件につき1,500千円 |
| イ 地域経済循環分析事業      | 1件につき2,000千円 |
| ウ 一般事業            | 1件につき1,500千円 |

各事業の内容については別に定める。

# 令和7年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 実施に係る留意事項（共通部分）

令和7年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業の実施については、令和7年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

- 1 要綱第1の「地域団体等」とは、概ね次に掲げるものをいいます。
  - (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）
  - (2) NPO・ボランティア団体
  - (3) 各種協議会、地域の自治組織
  - (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合
- 2 センターの他の助成事業で補助対象とする事業は、本事業の対象外となります。

## 第2 助成対象経費

- 1 助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とします（要綱別表の第1欄に定める事業区分のうち、「ア 地方創生人材育成伴走型支援事業」にあつては、助成対象団体が実施する事業費に限る。）。

ただし、事業実施主体が市町村等、地域団体等いずれの場合も対象事業経費は概ね次のようなものとします。

| 項目       | 細目及び説明   |
|----------|--|
| 報 償 費    | 講師、コーディネーター等に係る謝金  |
| 旅 費      | 事業実施に係る費用、講師等への費用弁償  |
| 需 用 費    | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等）<br>※ イベント実施時の講師・スタッフに係る弁当代等は食糧費として認めます。懇親会や親睦会に係る費用は対象外。 |
| 役 務 費    | 通信運搬費、損害保険料、広告料  |
| 委 託 料    | 事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）   |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用   |
| 工事請負費    | 当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用   |
| 備品購入費    | 当該事業に継続して使用するものに係る費用   |

- 2 いずれの経費も、交付決定後の事業開始日から事業完了日までの間に、実施され、経理処理が完了しているもの（原則として領収書があるもの）のみを助成対象経費とします。たとえ事業期間内に利用したものであっても、証憑類の無いものは助成対象経費とみなすことはできませんので、実績報告までにこれら経理処理が完了できる余裕をあらかじめ見込んでください。

## 第3 助成申請の手続

助成申請書（様式第1号）には、様式内に記載された各種資料を添付してください。

なお、実績報告までを含め、いずれの様式においても押印は不要です。

#### 第4 共同実施の手続

2以上の市区町村が共同で事業を行う場合の事務の流れは次のとおりです。

##### 1 助成申請（変更・中止承認申請もこれに準じてください。）

代表市区町村は、共同で事業を行う市区町村の同意書（様式第3号）を取りまとめのうえ、助成申請書（様式第1号）、代表市区町村確約書（様式第2号）とともに都道府県を經由してセンターに提出してください。

##### 2 助成の決定（額の確定もこれに準じます。）

センターは助成申請書の内容を審査し、その結果を、都道府県を經由して市区町村に通知します。（共同申請の場合も関係する市区町村全てに通知します。）

##### 3 実績報告

代表市区町村は実績報告書（様式第5号）を、都道府県を經由してセンターに提出してください。（共同で事業を行う市区町村は報告書の提出の必要はありません。）

##### 4 助成金の支払い

代表市区町村の指定口座に振込みを行います。

#### 第5 助成対象事業の内容変更

変更承認申請が必要な場合は以下のとおりです。

##### 1 事業計画に大きな変更がある場合（事業の実施主体や、目的の変更を伴うもの）

##### 2 事業の変更により助成額に多額の減額が生じる場合（申請額のおおむね2割を超えるもの）

助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前にセンターの承認を受けてください。事前に変更承認を受けていない場合、または変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱すると判断された場合は、変更承認を受けられない、あるいは助成額が減額になることがありますので留意してください。

#### 第6 実績報告

要綱第9で提出した実績報告書の内容は、センターが運営するホームページに掲載しますので、事業の実績及び成果が明確に確認できるよう作成してください。

実績報告は、事業完了日から1月以内または年度内の2月20日が期限となりますが、実績報告日には、第2条で示したとおり、企画開催だけでなく、事業の経理処理までを完了している必要があります。

#### 第7 その他の留意事項

##### 1 助成対象団体及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するように努めてください。

##### 2 当センターが主催する人材養成事業に参加する団体が申請する場合、助成決定の審査時に一定の配慮をすることがあります。

##### 3 各助成対象団体につき1事業の申請としてください。

##### 4 令和7年度における「ウ 一般事業」の申請件数については、各都道府県3件以内となるよう、都道府県において調整してください。

# 令和7年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 ア 地方創生人材育成伴走型支援事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちア 地方創生人材育成伴走型支援事業の実施については、要綱及び令和7年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

- 1 要綱別表の第1欄に定める事業区分ア 地方創生人材育成伴走型支援事業とは、一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）と連携協定の締結等により密接な関係があり、かつ、地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画（以下「地域づくり人材育成アクションプラン」という。）を策定した団体（以下「助成対象団体」という。）が事業実施主体となり、センターの承認に基づき実施する人材育成事業をいいます。
- 2 地域づくり人材育成アクションプランとは、原則として3年以上をその期間として、助成対象団体（助成対象団体の構成団体を含む。）の職員、住民等が地方創生及び地域づくりの推進に資する知識、技能等を習得するための人材育成事業の内容等について定めるものとし、概ね次に掲げる事項の記載を要することとします。
  - (1) 市町村等における課題及び人材育成の目的
  - (2) 取組期間
  - (3) 育成すべき人材像
  - (4) 人材育成事業の対象者
  - (5) 人材育成事業の数値目標
  - (6) 人材育成事業により習得させる知識、技能等
  - (7) 人材育成事業の内容及び実施スケジュール
  - (8) 事業実施の体制及び仕組み
  - (9) その他の人材育成事業の実施に当たり必要な事項
- 3 地域づくり人材育成アクションプランの策定に当たっては、次の者による検討の場を設け協議を行うものとします。
  - (1) センターの役職員（人選はセンターにて行う。）
  - (2) 助成対象団体（助成対象団体の構成団体を含む。）の人材育成所管部門、地方創生所管部門、その他関係部門の職員
  - (3) 住民、地元の関係者等
- 4 1の「センターの承認に基づき実施する人材育成事業」とは、地域づくり人材育成アクションプランに定める人材育成事業のうち次のいずれかに該当するものであって、センターが承認したものをいいます。
  - (1) 助成対象団体が主催する研修会、セミナー等の実施
  - (2) 助成対象団体以外の者が主催する研修会、セミナー等への人材育成事業の対象者の参加
  - (3) 地方創生に関する政策立案のために必要な先進地調査
  - (4) その他人材育成事業の対象者が地方創生及び地域づくりの推進に資する知識、技能等を習得するための事業

- 5 助成対象団体は、地域づくり人材育成アクションプランに定める人材育成事業のうち要綱第3の2に規定する期間に実施するものについて助成対象事業に加えようとするときは、地域づくり人材育成アクションプランを添付して要綱第8の規定により変更承認申請を行い、センターの承認を受けるものとします。

## 第2 助成対象経費

- 1 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします。
- 2 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします。
- 3 センターの団体向けプランについては、助成対象経費に含めることができるものとします。

## 第3 その他の留意事項

- 1 人材育成事業の具体的な内容等については、地域づくり人材育成アクションプランにおいて定めるため、申請書に記載する必要はありません。
- 2 助成事業の採択に当たっては、人材育成に取り組む上での課題及び目的が明確で、継続的に事業を実施する体制及び仕組みが整えられていると認められる事業を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。
- 3 助成対象事業の採択後、必要に応じてセンターが進捗状況を確認する場合があります。
- 4 人材育成事業において、センターが実施するサブスクリプション型人材育成を利用する団体が申請する場合、助成決定の審査時に一定の配慮をすることがあります。

# 令和7年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 イ 地域経済循環分析事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちイ地域経済循環分析事業の実施については、要綱及び令和7年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

1 要綱別表の第1欄に定める事業区分イ地域経済循環分析事業とは、センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析（原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの）を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するものをいいます。

※地域経済の循環構造に係る分析と具体的な事業の例示については、次葉参考例を参照ください。

2 前項の「センター役職員の助言」とは、概ね次に掲げるものをいいます。

- (1) 地域経済循環分析に関する基礎的な解説や基礎分析資料の提供
- (2) 分析の手順や分析結果の解釈に関する助言
- (3) 分析を基にした計画・施策の策定に必要な助言

3 事業実施上の重点事項については、次の者による検討の場を設け協議を行うものとします。

- (1) センターの役職員（人選はセンターにて行う）
- (2) 市区町村の関係部門 各担当者
- (3) 住民、地元の関係者等

4 事業実施により検討された地域経済の循環構造に係る分析結果及び地域経済の活性化に向けた施策の方向性案については、次に掲げる方法等により広く周知するとともに、実施状況が確認できる資料（写真、広報紙等）を実績報告書（様式第5号）の添付書類として提出してください。

- (1) 住民向け説明会の開催
- (2) 市区町村広報紙への掲載
- (3) 市区町村ホームページへの掲載
- (4) 説明用パンフレットの作成

## 第2 助成対象経費

1 原則として、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

2 原則として、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

3 第1の2（1）の実施に係る経費については、助成対象経費に含めることができるものとします。

4 第1の3の検討の場に参加する者（随行者を除く）に係る旅費等については、助成対象経費に含むものとします。

## 第3 その他の留意事項

助成事業の採択に当たっては、地域経済循環分析を実施する上での目的、手法、事業内容が明確に整理されている事業を優先するものとします。そのため申請前の事前相談を行うようにしてください。



## 地域経済循環分析事業 参考例

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業の助成対象となる事業の参考例を以下に示します。

なお、以下に示すものはあくまでも参考例でしかありません。これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありませんので、幅広く捉えてください。

### イ 地域経済循環分析事業

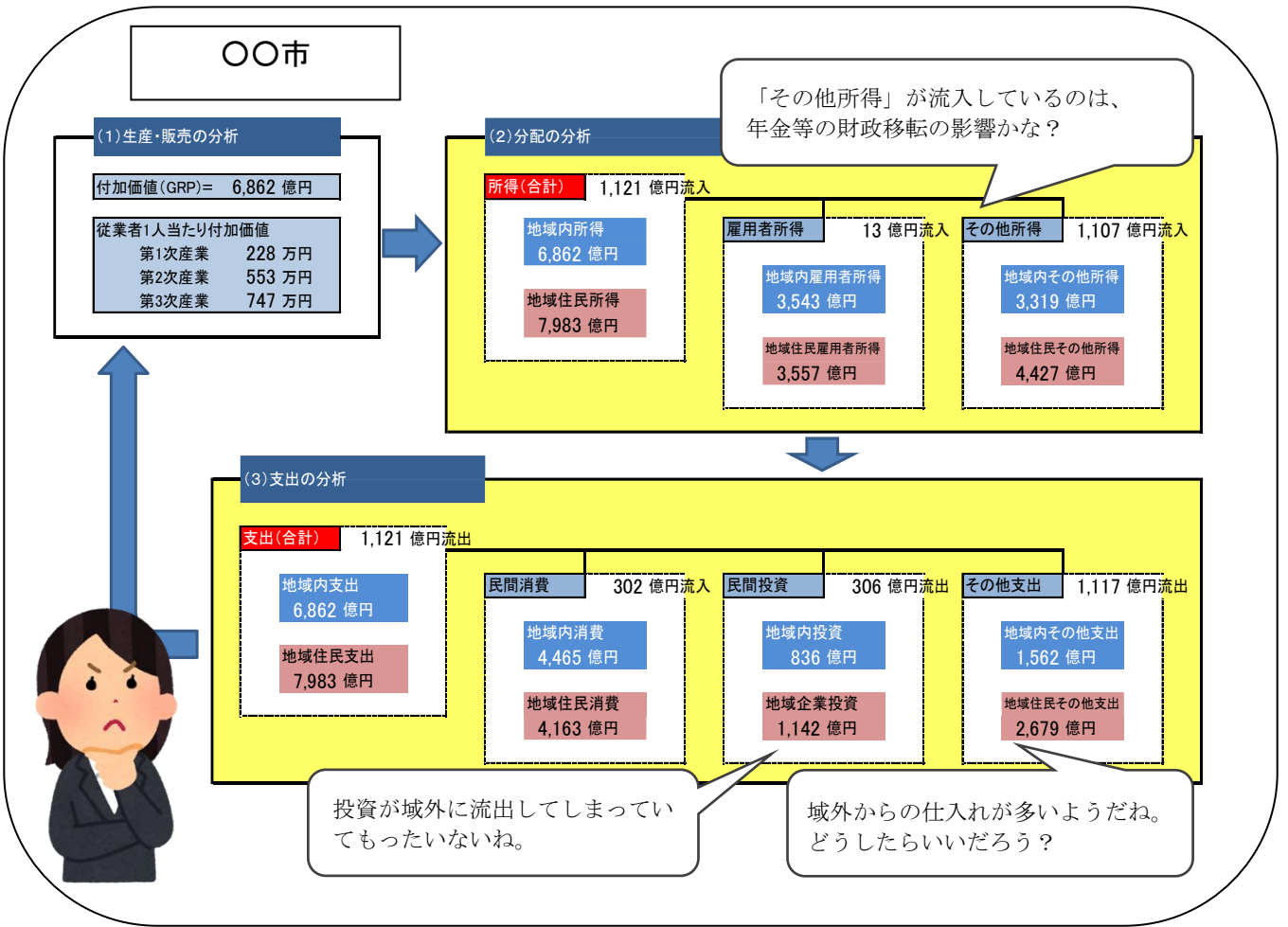
- 基礎的生活圏（旧市町村ベース等）において、地元大学や専門機関と連携して、家計・企業を対象にアンケートやヒアリングを行うことにより、食料やエネルギー等の調達の実態把握や販売拡大（増産）可能な商品等についての調査を行う。その結果をもとに、地域内調達を増加させることによる経済効果を検証し、効果的な仕組みづくり（案）を作成する。
- 市町村ベースにおいて、経済循環構造の分析に当たってRESAS等では把握できない部分について、専門機関へ情報収集・分析を依頼し、より詳細なデータを作成。その結果をもとに、地域外に商品を売るためにどうしたらよいのか、また地域内調達を増加させるためにできることはないか等の課題について、商工会議所等を交えて意見交換を行い、企業間連携のあり方を検討、そのために必要な支援策（案）を作成する。
- 住民の生活範囲が複数の基礎自治体をまたがっている広域経済圏において、各産業の強み・弱みを把握するための産業連関表等の必要データや、地域において望ましい経済構造は何か、物流拠点をどこにおけば効果的かなどのシミュレーションの作成を専門機関に委託する。それを基に、商工会議所等を交えて、競争力強化のための効果的な手法を検討し、自治体連携によるプロジェクト（案）を作成する。

なお、地域経済循環分析については以下のとおりです。

#### ・地域経済循環分析とは

従来のような生産・販売分野の限定的な分析だけではなく、地域経済の生産・分配・支出の三側面を観察し、所得の発生や流出入の構造を俯瞰することにより分析を行うこと。地域社会の基盤である地域経済の基本的構造を理解し、現状・課題を正確に認識することにより、的確な政策や施策の立案・実行に資することができる。

【図 地域経済循環分析のイメージ】



# 令和7年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 ウ 一般事業実施に係る留意事項

要綱別表の第1欄に定める事業区分のうちウ一般事業の実施については、要綱及び令和7年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

要綱別表の第1欄に定める事業区分ウ一般事業とは、次に掲げる要素を含む（一つ又は複数）ものをいいます。

- (1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- (3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組

## 第2 助成対象経費

- 1 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 2 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

## 第3 その他の留意事項

助成事業の採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的かつ継続性・発展性のある事を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。